

県立都市公園における新型コロナウイルス感染拡大防止のための 施設利用マニュアル【バーベキュー広場編】【Ver.1】

本マニュアルは、新型コロナウイルス感染防止のために当面の間、県立都市公園のバーベキュー広場において、指定管理者が遵守する事項を示したものである。

なお、一度に利用できる利用人数は、1つの炉またはテーブルにつき1家族・団体のみ、~~10人以内とする。~~ **R3.7.5より4人以内（乳児もカウントする）**

警戒度3においては県外からの利用者について、また、警戒度3、警戒度2においては、高齢者や基礎疾患をお持ちの方へは利用の自粛を周知（お願い）する。

1) 事前周知

利用者にはチラシ、HP等で、また電話やインターネットでの予約の際、参加者全員の健康状態申告書を提出すること及び留意事項に記載されている事項について、確認した上で参加するよう徹底し、検温をされていない方については、お断りすることがあることを徹底する。

①健康状態申告書（別紙1）

②利用上の留意事項

- ・ 利用は1つの炉またはテーブルにつき1家族・団体のみ、~~10人以内とする。~~ **R3.7.5より4人以内（乳児もカウントする）**
- ・ 体調不良のときは利用を控える。
- ・ 高齢者や基礎疾患をお持ちの方への案内。
- ・ 利用者同士の距離を保つ（概ね2m程度）。
- ・ 混みあっているときは利用を控える。
- ・ 利用前後及び利用中などこまめに手洗い・消毒を行う。
- ・ 他の施設を利用する場合、必ず手洗い・消毒を行う。
（消毒液を持参すること）
- ・ 飲食の最中以外はできる限りマスクを着用する。
- ・ 近距離での会話を避ける。
- ・ 大声を出さない。
- ・ 喫煙者への案内。
- ・ ゴミは持ち帰る。
- ・ トイレはふたをして汚物を流し、利用前後は手洗う。

2) 利用上の留意事項の設置（掲示）

- ・ 概ね炉やテーブル毎に設置（掲示）する。
- ・ 留意事項の記載内容については施設管理者（土木事務所長）と協議すること。

3) 適切な環境管理

- ① 健康状態申告書（様式1）を提出させる。検温していない場合は、非接触型体温計で検温を行い、37.5℃以上は入場を認めない。
- ② 適宜手洗い・消毒ができるような場を確保する。
- ③ テーブル・用具等はアルコールや次亜塩素酸水等を含有したものでの拭き取りを定期的に行う。
- ④ 席を一席空けるなど、参加者の距離を保つ工夫をするよう徹底する。また、団体同士が2メートル以上の間隔となるよう配置を工夫する。

⑤ 利用上の留意事項及び以下の遵守事項を印刷し、利用者に配布する。

a) 事前の体調チェック及びポリシー確認・手洗い

i 体調・マスク着用チェック → ii ポリシー確認 → iii 手洗・消毒 → iv 利用

i 体調・マスクチェック

- ・ 健康状態申告書（様式1参照）の提出

当日、非接触型体温計を使用して検温を行い、37.5℃以上の場合は入場を認めない。

- ・ 入場時はマスクの着用を原則とする。未着用の場合は入場を認めない。なお、入場後も飲食の最中以外はできる限りマスクを着用する。

ii 行動ポリシー確認

- ・ 利用上の留意事項を確認し、徹底する。

iii 手洗い・消毒

- ・ アルコール手指消毒液による消毒や液体石けんによる手洗いを徹底する。なお、利用中、利用後や他の施設を利用する場合も必ず手洗い・消毒を行う。

iv 利用

- ・ 以上ivまでを行った方は、利用できる。

【受付・入場時の留意事項】

- ・ 受付では、利用者の間隔が1.5メートル以内とならないよう留意する。

b) 飲食関連

- ・ 席を一席空けるなど、利用者の距離を保つよう徹底する。また、団体同士が2メートル以上の間隔となるよう配置を工夫する。

c) 喫煙

- ・ 警戒度3及び4の場合、感染防止の観点から会場及びその周辺は禁煙とする。
- ・ 警戒度1及び2の場合、止むを得ず喫煙する場合は公園の指定場所とする。

d) ゴミの処理

- ・ 密閉することができるゴミ箱（足ぶみ式で開閉できるものが望ましい。）や破れにくいゴミ袋を用意し、ゴミを持ち帰ること。

e) トイレの利用

- ・ トイレはふたをして汚物を流し、利用前後は手洗いを行うこと。

4) 事後フォロー

- ・ 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することがない旨を明記する。
- ・ 利用者の名簿等を作成し、県の関係条例等に準じて管理するものとする。
- ・ 利用者には、14日間を目安に1日1～2回程度、発熱の有無を確認してもらうことを依頼するものとする。
- ・ 健康状態申告書は1ヶ月間保管し、利用者で感染者が出た場合における保健所などの聞き取り調査への協力、使用した施設内の消毒除染をするものとする。なお、その際の費用が高額となる場合は知事と協議するものとする。

【本マニュアルの取扱い】

- ・ 本マニュアルは、令和2年5月23日から適用する。
- ・ なお、群馬県内での新型コロナウイルスの感染の広がりや他県の感染状況、新型コロナウイルスに関する最新の知見等を踏まえ、適宜、適用や見直しを行うものとする

様式 1

健康状態申告書（例）		令和	年	月	日
①氏名		②性別			
③住所					
④体温		℃			
⑤発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状			あり ・ なし		
⑥頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害			あり ・ なし		
⑦感染の流行地域への 14 日以内の訪問歴			あり ・ なし		
⑧緊急連絡先	電話（ ） —				
<p>※ 1 収集した個人情報は、目的達成のために利用し、法令に基づく場合または本人の同意がある場合を除き、他に利用及び提供することはいたしません。</p> <p>2 参加者に感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査への協力をお願いします。</p> <p>3 濃厚接触者となった場合は、14日間を目安に自宅待機をお願いすることがありますので予めご了承ください。</p>					

※入場の際、検温を実施する場合は④欄は、記入不要